

# 北里大学同窓会埼玉県支部規約 案

平成26年10月11日

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 本会は、北里大学同窓会埼玉県支部と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、その事務局を埼玉県さいたま市浦和区岸町 4-26-1-108(有)堀野薬局内に置く。

### (目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、北里大学並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の交流および親睦
- 2 会報の発行およびホームページの運用など
- 3 講演会の開催など会員の教養の向上に関すること
- 4 その他必要と認められる事業

## 第二章 会員

### (会員の種類)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員 北里大学の卒業生で、埼玉県内に在住または勤務するもの。
- 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会で承認したもの。

### (会費)

第6条 正会員又は賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2.一旦納入された会費については、これを返還しない。

## 第三章 役員

### (役員の種類及び選任)

第7条 本会に次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長	2名
事務局長	1名
理事	20名以内（支部長、副支部長、事務局長を含む）
監事	2名

2. 理事及び監事は総会において選任する。
3. 支部長、副支部長及び事務局長は、理事の互選により定める。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第8条 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に故障あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
4. 事務局長は、本会の事務を統括し、会務についてその執行を補佐する。
5. 監事は、本会の業務執行及び会計を監査し、その適否を総会に報告する。

（役員任期）

第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員解任）

第10条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（顧問又は相談役）

第11条 本会に、必要に応じ、顧問又は相談役を置くことができる。

2. 顧問又は相談役は理事会の推薦により支部長が任命する。
3. 顧問又は相談役は本会の事業に関する重要事項について理事会の諮問に応じる。

## 第四章 会議

（会議の種類）

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

（会議の構成）

第13条 総会は、正会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

(会議の機能)

第14条 総会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の決定
- (2) 事業報告および収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(総会の開催と運営)

第15条 定期総会は、これを毎年1回開催することを原則とする。

2. 定期総会の開催は、理事会が決定し、支部長が召集する。
3. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または、正会員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき支部長は請求の日から1ヶ月以内に招集しなければならない。
4. 総会における議長は、総会出席者の中から当該総会において選出する。
5. 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の開催と運営)

第16条 理事会は理事(支部長、副支部長、事務局長を含む)をもって構成し、随時支部長が召集する。

2. 支部長は3分の1以上の役員から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から1ヶ月以内に召集しなければならない。
3. 理事会の議長は、支部長がこれに当たる。
4. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第18条 本規約の改正は、理事会の過半数の賛成を得てこれを発議し、総会出席者の過半数の

賛成を得なければならない。

附則

本規約は平成27年5月10日より施行する。